慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	外国人強制労働への道 : 「電撃戦」構想下のドイツにおける労働力動員
Sub Title	Weg zur Zwangsarbeit der Fremdarbeiter : Arbeitskäftemobillisierung unter der "Blitzkriegs" : Phase der nationalsozialistischen Kriegswirtschaft
Author	矢野, 久
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1988
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.81, No.2 (1988. 7) ,p.228(84)- 253(109)
JaLC DOI	10.14991/001.19880701-0084
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19880701-0084

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「三田学会雑誌」81巻2号（1988年7月）

外国人強制労働への道

——「電撃戦」構想下のドイツにおける労働力動員——

矢野　久

I

第二次世界大戦後，ニュルンベルク裁判においてナチスの主要な戦犯は有罪判決を受けた。その刑量はともかく，判決理由の一つが「人道に対する罪」であった。これは，内容的には㈠ドイツ占領地の一般市民ならびに戦時捕虜に対する犯罪，㈡占領地の略奪と経済的搾取，㈢強制労働から構成されていた。[(1)] 判決にいう「強制労働」とは，ナチスが占領地から労働力を「自由意志」ないし強制連行し，強制労働を行なわせ，同時に彼らの生活面（衣・食・住）において処罰をも含めてひどく取り扱ったということ，さらにまた戦時捕虜を労働過程に動員したということからなっていた。「強制労働」は，ナチスの「人道に対する罪」の重要な構成要素であったのである。[(2)] 本稿の課題は，この「強制労働」の成立と展開を歴史的に分析することにある。

1944年5月現在でのドイツに就業する外国人労働者総数（戦時捕虜を含む）は712万6,000名を数えた。これは就業者総数の約20％に相当した。しかし，戦争当初から外国人労働力がドイツ労働市場においてこのように重要な位置を占めていたわけではなく，戦争勃発前の1939年5月には30万1,000名で0.8％にしかすぎなかった。[(3)] 5年間の間に外国人労働力は絶対的にも相対的にも飛躍的にその重要性が増大したのである。本稿の対象とする第二次世界大戦初期にすでに大量のドイツ人が召集され，職場から離れていった。ドイツ人の就業労働者数は1939年から1942年の間に約800万名も減少したのである。それに対して，外国人労働者の募集，半強制的移送，戦時捕虜の動員によって，外国人の就業労働者数は3年間の間に10倍以上

表1　ドイツに就業する外国人市民労働者と戦時捕虜

（単位100万人，各年5月）

年	外国人市民労働者	戦時捕虜	総　数
1939年	0.30	—	0.30
1940年	0.80	0.35	1.15
1941年	1.75	1.27	3.02
1942年	2.64	1.47	4.12(1)
1943年	4.64	1.62	6.26

(1)　総数は合わないが原資料のままである。

出典：USSBS, S. 34.

*　簡略化のため，脚注には基本的には著者名とページ数だけを記述し，同じ著者に他の著作がある場合に著作名を簡略化して記述した。資料は省略記号で表記したが，これらすべてについて本稿末に掲載した文献・資料リストに完全なタイトルが掲げてあるので参照されたい。

注（1）　*IMG*, Bd. 1, S. 253ff.

（2）　*IMG*, Bd. 1, S. 272.

（3）　USSBS, S. 206.

表 2　産業部門別就業者数　1939年～1942年

（単位1,000人，各年5月31日）

産業部門	1939年			1940年			1941年			1942年		
	a	b	c	a	b	c	a	b	c	a	b	c
1. 農業（林業・漁業含む）	11,103	120	1.1	10,006	681	6.4	9,262	1,459	13.6	9,252	1,978	17.6
2. 工業・交通	18,482[1]	155[1]	0.8	15,857	402[1]	2.5	15,206[1]	1,379	8.3	13,836[1]	1,879[1]	12.0
a. 工業	10,836	110	1.0	9,551	256	2.6	9,200	965	9.5	8,369	1,401	14.3
b. 手工業	5,307	29	0.5	4,122	108	2.6	3,730	310	7.7	3,207	296	8.5
c. 交通	2,109	16	0.7	1,982	35	1.8	2,073	97	4.5	2,064	171	7.7
3. d. エネルギー	231	1	0.4	202	2	1.0	204	7	3.3	195	10	4.9
貿易・銀行・保険	4,595	8	0.2	3,719	20	0.5	3,358	58	1.7	3,124	95	3.0
4. 行政	2,670	7	0.3	2,605	21	0.8	2,626	51	1.9	2,373	48	2.0
5. 軍部	689	2	0.3	710	11	1.5	804	39	4.7	1,184	60	4.8
6. 召使	1,575	7	0.4	1,511	15	1.0	1,473	33	2.2	1,410	56	3.8
総計	39,114	301[1]	0.8	34,409[1]	1,148[1]	3.2	32,729	3,020[1]	8.4	31,179	4,115	11.7

a）ドイツ人就業者数　　出典：USSBS, S. 206.

b）外国人就業者数（戦時捕虜含む）

c）ドイツ人に占める外国人の割合（%）

注）1)小計ないし総計で1のずれがあるが原資料のままとした。

表 3　工業部門内外国人就業者数　1940年～1942年

（単位1,000人，各年5月31日）

内訳	1940年		1941年		1942年	
	人数	%[2]	人数	%[2]	人数	%[2]
1. 原材料工業（鉱業，鉄鋼，非金属，化学等）	56	2.7	227	10.2	333	14.7
2. 金属・機械製造（鋳造，機械，電気製品，鉄鋼製品，金属製品等）	34	0.9	323	8.1	569	13.0
3. 建設・建築材料	135	12.9	273	26.2	305	39.1
4. その他の工業	37	1.3	135	4.9	194	7.2
総計	263[1]	2.7	957[1]	9.9	1,401	14.3

1）総計は合わないが原資料のままである。　　出典：USSBS, S. 212.

2）各部門の全就業者に占める外国人の割合。

増加した。ドイツ経済にとって，外国人労働力は不可欠の存在であった。彼らを利用できなければドイツ戦争経済は存続しえなかったろう。（表1）とはいえ，ドイツ人就業労働者数の激減を相殺することはできなかった。1942年のドイツにおける全就業労働者数は，1939年と比較して約400万名も少なかったのである。また，産業部門別にみると全外国人労働者のうちもっとも多くが農業部門に就業していたが，1943年にはじめて工業部門を下回った。1942年に就業構造の変化があったことが推測されよう。（表2）工業部門内部では外国人労働者は1940年においては建設・土木部門に主に配置されていたのに対し，1941年以降になると金属・機械製造部門への集中がみられた。（表3）

こうした就業構造の変化がなぜ，どのように生じたのかが本稿での分析対象となるが，対象とする時期は1939年９月の第二次世界大戦勃発から1941年10月末のソ連人戦時捕虜のドイツでの動員決定までの時期である。「電撃戦」構想をもとに開始されたポーランド侵攻は，その後1940年５月には西部戦線，翌年６月には対ソ戦へと拡大していった。1941年晩秋にはかかる「電撃戦」構想による戦争は長期戦と化しつつあった。1941年10月末にソ連人戦時捕虜をドイツで労働配置させるという決定がなされ，翌年２月にはシュペーアが軍需大臣に就任し，翌３月にザウケルが労働配置総監になって，労働配置政策もそれに応じて決定的に変化してゆく。本稿の課題はこうした時期における外国人「強制労働」の政策と実態を歴史的に分析することにある。

ところでわが国においてはナチス・ドイツにおける外国人「強制労働」についてはほとんど紹介されていないし，ましてやそれに関する研究は皆無であるといってよかろう。(4) それに対し東西ドイツにおいてはすでにかなりの研究蓄積がある。そこで外国人「強制労働」に関する研究史を簡単に概観し，問題点を整理することにしよう。

1950年代の西ドイツにおいて，ナチスの犯罪の責任，ここでは外国人強制労働の責任をヒトラー，ヒムラー，ザウケル等に帰し，産業界をかかる責任から免罪する産業界弁護論的な試みがなされたのに対し，外国人強制労働に関する本格的な歴史研究は，東ドイツにおいて開始された。ゼーバーは1964年に刊行された研究において，ナチス・ドイツにおけるポーランド人労働者の抑圧と搾取の歴史を叙述した。ファシズム国家を独占体の執行機関とみなすマルクス主義国家論に立脚して，ゼーバーは独占体を外国人労働者の強制連行，奴隷労働への動員の主要な利害関係者と主唱者とみなした。(5) 続いてアイヒホルツが，ナチス・ドイツ戦争経済に関する包括的研究のうち，1939年から1941年を対象とする第一巻を1969年に，1941年から1943年を対象とする第二巻を1985年に刊行し，東ドイツの外国人強制労働に関する研究においても大きな業績をあげた。アイヒホルツは外国人強制労働者動員を矛盾した性格のものと捉えている。すなわち，一方で外国人強制労働者のドイツでの就業は，抵抗，サボタージュ，ソ連人の場合はボルシェヴィズムの影響の恐れから政治指導者によって抑制され，彼らは徹底的な搾取の対象となった。しかし他方で戦争経済の必要性から独占体によって外国人労働力の大規模動員が率先して要求され，とくに軍需コンツェルンが大量動員の擁護者かつ主唱者となった。ナチス・ドイツの外国人労働力動員は両者の矛盾によって特徴づけられると主張する。(6)

それに対し西ドイツでは外国人労働力動員についての研究はかなり遅れていた。1966年に出版されたカナピンの研究は，ドイツ経済が全体主義的に強制的に指導され，外国人労働力動員も党の指導下で実行され，それゆえ産業界は外国人強制労働には何ら責任はないというもので，1950年代の産業界弁護論の延長線上にあった。(7) 1968年のプファールマンの研究においてはじめて，西ドイツに

注（４） 例外的に大野「テクノクラートの役割」。
（５） Seeber
（６） Eichholtz: *Kriegswirtschaft,* I, Kap. 2; II, Kap. 4.
（７） Kannapin

おける外国人強制労働に関する実証的歴史研究の萌芽がみられた。プファールマンは強制労働を戦争に必然的な方策とみなしており，弁護論的色彩がなお強く残っていた。また，彼は労働力動員を制度・組織の問題として把握し，同時に統計的分析を行なったが，外国人労働力動員のドイツ経済にとっての位置づけ，経済と政治との関係の問題関連への組み込みを行なわなかった。(8)

東ドイツのアイヒホルツの研究に匹敵する西ドイツでの歴史的研究は1970年代後半になってはじめてなされた。シュトライトの研究がそれである。(9) シュトライトはソ連人戦時捕虜の研究に焦点を絞った。彼の研究は第一にソ連人戦時捕虜の運命，第二に彼らのドイツでの労働動員をめぐる問題群の考察にあった。シュトライトは，前者については彼らの大量死の原因をヒトラーや親衛隊ＳＳ，彼らのナチ・イデオロギーばかりか国防軍（特に陸軍）の積極的協働にも求めた。その際，ドイツ人住民をいかにナチ体制に統合するかという内政上の問題が大きな役割を呈していたとみなす点で，アイヒホルツと共通点をもつ。シュトライトは，ソ連人戦時捕虜の大量虐殺から労働力動員への移行を決定的な政策変更とはみなさず，権限争い・権力構造という観点から説明する。彼はアイヒホルツとは逆に独占体が政策決定後にソ連人戦時捕虜の労働動員に賛成していったとみなしている。

1985年に公刊されたヘルベルトの研究は，ルール地方に照準をあてた分析であるとはいえ，ドイツ戦争経済への外国人労働力動員の政策と実態に関する西ドイツにおいてはじめての本格的研究である。シュトライトが権力構造論からソ連人戦時捕虜の大量虐殺と大量動員を説明するのに対し，ヘルベルトは一方でとりわけＳＳに代表される人種論的イデオロギーと他方で戦争経済の必要性という二つの原理をナチス体制の説明のために設定しつつ，人種主義とその担い手をナチス体制，とりわけ外国人「強制労働」の定点としてより重視するものである。(10)

本稿においては，戦争経済の必要性という経済的観点とドイツ民族の優位を確立しようとする人種論的・イデオロギー的観点との対立と融合という視点に立脚する。この二つの観点は第一にヒトラーがナチス・ドイツの権力・支配構造の中で果たした役割，第二に「生存権の獲得」によってドイツ経済を強化し，ヨーロッパにおけるドイツの覇権を確立するというナチス・ドイツの最終目標の両面において融合するものではあるが，ナチス体制においてはそれ自体自律して展開していった。(11) 本稿の研究史上の位置は，外国人「強制労働」政策の具体的展開において両観点が果たした役割に留意しつつ，両観点が対立・矛盾・結合しながら政策過程に入りこみ，実践されていく場，換言すれば戦況と労働市場の具体的な歴史的状況を決定的に重視することにある。こうした観点から，第二次大戦初期の電撃戦構想下におけるドイツ戦争経済にとって外国人労働力がいかなる意義を有し

注（8） Pfahlmann

（9） Streit

（10） Herbert

（11） Długoborski/Madajaczyk，山口「『ヒトラーの戦略』」参照。大野氏は科学技術的合理性の推進と反近代的心性の支配という二つの相反する原理を設定しているが，前者の弁護者が国内の労働予備軍を利用しようと試み，後者の反近代的なイデオローグが外国人労働力の動員を貫徹しようとしたと解釈している。大野前掲論文67，78頁以下。

ていたかを明確にしたい。ドイツ人が優位に立つ人種であるとするナチスの人種論的イデオロギーとドイツ戦争経済を効率的に営む経済的原理とが歴史的状況の中でいかに対立し，からみ合っていたのかをこの時期に限定して分析する。分析を始める前に一点だけあらかじめ確認しておく。本稿で扱う外国人「強制労働」者は概念的には戦時捕虜と「市民労働者」(Zivilarbeiter) から構成されているが，後者は「自由意志」ないし強制的に「募集」され連行された労働者を意味する。また本稿では強制収容所囚人の労働力利用については考察の対象とはせず，その意味で限定された考察にとどまる。

II

19世紀後半のドイツ資本主義の歴史的発展過程において外国人労働力が果たした役割はきわめて大きかった。特にポーランド人のルール炭鉱への移住はよく知られている。第二次世界大戦中のドイツの外国人労働力動員を歴史的に把握しようとすれば，こうしたドイツ資本主義の歴史的過程との関係において捉えなければならないが，ここでは大戦前の時期におけるナチス・ドイツの外国人労働力の利用実態をドイツ労働市場状況との関係で考察するにとどめる。

1938年6月の時点でのドイツにおける農業就業者数は，1933年6月と比較して51万3,000名も少なく，また1933年から1939年の間に農業から150万名も流出していた。[(12)] 第二次世界大戦前夜の農業における労働力不足はきわめて重大な問題となっていたのである。しかも10万名の兵員に制限されていた国防軍は1930年代に未曾有の兵力増員を行ない，戦争勃発時には420万名の兵力をもつにまで至り，[(13)] 労働市場をさらに狭隘化させていたのである。

それゆえ1936年以降外国人労働力募集の対象となったのは農業労働者，とりわけ東欧諸国の農業労働者であった。1937年だけで6万8,000名の外国人農業労働者が新たにドイツに流入し，1937／38営業年度における外国人就業者総数は38万1,355名を数えていた。[(14)]

ところで，失業者が多かったポーランドからは，すでにドイツの経済恐慌克服過程で，多くのポーランド人農業労働者がドイツに非合法に越境していた。1937年以降は季節農業労働者として合法化されたものの，その数はドイツでの就業を期待していたポーランド人失業者をはるかに下回るものであり，同時にドイツ農業の労働力需要を充足するにはほど遠いものであった。それゆえ，その後も非合法にドイツに越境するポーランド人の数は増加するのである。[(15)]

しかし，第二次世界大戦前には外国人労働者が自由意志にもとづいてドイツに流入したわけでも，外国人労働力「動員」が第二次世界大戦勃発と共に始まったのでもなかった。その歴史は1938年3

注 (12) Mason, S. 1247; Zumpe, S. 282ff.
(13) Müller-Hillebrand, S. 254f.
(14) 10. Bericht der Reichsanstalt für Arbeitsvermittlung und Arbeitslosenversicherung für 1937/38 (Beilage zum *RABI.* 1939, Nr. 3), S. 27, 31f.; August, S. 310.
(15) Mason, S. 366f., 660; August, S. 311ff.; Herbert, S. 61.

月のオーストリア併合にまで遡るのである。オーストリアには熟練労働力を中心にした40万人もの失業者が存在し，その意味でもオーストリア併合はドイツ経済への労働力供給に関して突破口を形成するものであった。[16] 1938年6月のいわゆる労働義務制のオーストリアへの適用は，約10万人のオーストリア人にドイツでの労働を強いたのである。さらに1939年3月のチェコ占領によって，約10万人の失業者がドイツで利用可能となり，実際に大戦勃発までにその約3分の2がドイツに徴用された。[17] このようにして，第二次世界大戦勃発前夜にすでに約65万名の外国人労働者がドイツに就業していたのである。[18]

戦時捕虜の労働配置については，すでに1939年1月17日のライヒ防衛評議会の小委員会でその重要性が認識され，戦時捕虜の収容と配置のための措置が計画されていた。労働力不足は，「万一戦時捕虜が確保された場合には，彼らにできうるかぎり広汎で有効な配置を強いる」という認識に立脚して，同月28日には国防軍と国家官庁は戦時捕虜の労働配置のための計画作業を行なったのである。[19] さらに，1939年6月23日の第2回防衛評議会において，ゲーリングを議長に，党，国防軍，国家官庁の代表が特に戦時の場合の労働力問題について議論しているが，そこではゲーリングは，経済大臣フンクに戦時捕虜，刑務所囚人，強制収容所囚人の就業を決める権限を与え，数十万名の保護領の労働者をバラックに収容し，特に農業部門で監視下において労働配置を行なう意向を表明していた。[20]

このようにナチス・ドイツは，一方で外貨問題に抵触することなしに外国人労働力を増員する制度をすでに第二次世界大戦以前に確立し，他方で戦時捕虜動員を準備していたのである。それにもかかわらず，1939年中頃には労働力不足は農業と鉱業で重大な問題になっていた。鉱業においては採掘量の停滞ないしは減少をもたらすまでに激化し，[21] 召集と約40万人の西部要塞建設への労働義務は，労働市場をさらに狭隘化させることになった。[22] 農業においても労働力不足は戦争勃発時に60万名を数え，前述のごとく召集によってさらに拍車がかかった。今や，穀物と畑野菜収穫の時期が迫っていた。そのためには，ポーランド人戦時捕虜が必要であった。[23]

III

1939年9月1日，ドイツ軍はポーランドに侵攻し，ヨーロッパにおける第二次世界大戦が始まっ

注 (16) Volkmann, S. 324.
(17) August, S. 310f.; Herbert, S. 56ff.
(18) Mason, S. 1063f.
(19) Dok. 488-EC, *IMT*, Bd. 36, S. 545ff.; Eichholtz: *Kriegswirtschaft*, I, S. 92; Długoborski/Madajczyk, S. 401; August, S. 331.
(20) Dok. 3787-PS, *IMT*, Bd. 33, S. 144ff.; Eichholtz: *Kriegswirtschaft*, I, S. 92.
(21) Wisotzky, S. 265f.
(22) Mason, S. 106, 152; August, S. 306ff.; Herbert, S. 58f.
(23) August, S. 327. しかしポーランド人戦時捕虜の獲得にポーランド侵攻の経済的目標があったという意味ではない。そもそもポーランド侵攻の決定は経済的目標よりはむしろ政治的戦略的性格の強いものであった。Długoborski/Madajczyk, S. 403f.

た。ポーランド侵攻に際し，労働局官吏も共に行軍し，9月3日にはポーランド最初の労働局をリブニクに設立している。労働行政のための組織作りはきわめて迅速に行なわれ，すでに9月19日までには30，10月初めには115の労働局事務所が設立されている。[24] 同年10月25日にポーランド西部はドイツ・ライヒに編入され，「東部編入地域」（"eingegliederte Ostgebiete"）とされ，ポーランド東部は総督府（Generalgouvernement）とされた。編入地域においてはポーランド人労働者の把握は迅速に行なわれ，労働局によって労働義務制が導入された。それに対し，総督府では，労働局によるポーランド人労働者の把握はそれほど順調には進行しなかった。[25]

労働局の任務は，一方で，失業者の登録を行ない，失業者の情報を収集することにおかれた。そして彼らをポーランド内で特に整理・修理作業と穀物収穫作業につかせようとした。総督府では，同年9月30日に農業における労働義務が導入されたが，フランクが総督に任ぜられるや，18歳から60歳までのポーランド住民に労働義務制が導入された（1939年10月26日）。[26] 同年12月14日には労働義務の対象が14歳から18歳までに拡大されたが，総督府以外での労働義務と直接には結びつけられてはいなかった。同時に失業者の登録が開始され，この登録は失業保険への権利と結びつけられたので，ほとんど全失業者の登録が可能となった。他方で失業保険の受取りは，ドイツでも働く義務と結びつけられた。したがって，ポーランド人がドイツで働きたくなければ失業者として登録せず，同時に失業保険への権利を放棄するしかなかった。すなわち，ポーランド人に経済的圧力をかけることによってドイツへの配置を達成しようとしたのである。[27]

ところで，ドイツに配置投入されたポーランド人の数は1939年11月末までに，約3万名，12月末までに4万名を数えるにすぎず，前年度水準の6万名を大幅に下回っていたのである。[28] それゆえ，1939年11月16日ゲーリングは農業生産の確保のためにポーランド人労働力，特に少女の大規模利用を指示し，[29] さらに1940年1月中旬に，総督府は78万名の労働力をドイツ農業に供給するよう命じた。[30] 同年1月25日に総督フランクは「ライヒにおける農業生産の確保のため，そしてライヒに欠如する工業労働者の代替として，少なくとも百万人の農業・工業労働者ならびに女子労働者のライヒへの調達と輸送——そのうち約75万人は農業労働力，少なくともその50%は女性でなければならない——」を命じた。[31] こうした命令に伴い，強制連行の法的手段は1942年5月までは導入されなかったものの，1940年1月17，18日に各村への義務者割当制の導入が決定され，ゲマインデの長がこの制度に組込まれた。[32]

注（24） Rachner, S. 370ff.; Długoborski/Modajczyki, S. 400ff.; Homze, 16f.; Seeber, S. 109ff.; Schminck-Gustavus, S. 10ff.; August, S. 326ff.; Herbert, S. 67.

（25） August, S. 336.

（26） Homze, S. 29; Seeber, S. 115; Pfahlmann, S. 26; August, S. 337.

（27） Seeber, S. 116f.; Schminck-Gustavus, S. 8, 13f.; Herbert, S. 83f.

（28） *Diensttagebuch*, S. 80.

（29） Herbert, S. 69.

（30） August, S. 340.

（31） Dok. 1375-PS, *IMT*, Bd. 27, S. 202, 強調は原文。Seeber, S. 44 も参照。

（32） Herbert, S. 83f.

ポーランド人労働者の「募集」は当初はかなり順調に進行したようである。その理由としては，募集の宣伝が効を奏したこと，また労働局に届出ることが逮捕や抑圧をまぬがれる機会であったことがあげられる。[33] それゆえ，1940年2月末の時点では総督府での募集はかなり良好であった。ラドム行政管区では1万2,000名の農業労働者がライヒに送られ，ラドム管区長によれば，「かなり多数の地域では数百名が届出を行ない，ドイツへの列車に感激して乗り込んだ。」都市では状況は思わしくなかったとはいえ，ポーランド人労働者が自由意志で届出を行なうことに成功し，10万名を農業労働者としてラドムからライヒに送り込めると言明していた。[34] しかし同年3月上旬になると募集状況はかなり変化している。3月4日のルブリン行政管区の管区・都市長官会議において，「最近の農業労働者募集の結果は非常に不充分なので，列車はたった五分の一しか満たされなかった」，農業労働者は「これまでまだドイツ領に来ておらず，不信感を持っている」と報告された。この会議で，ある管区長官から「警察の手段と処罰によって」干渉すべきかどうかという問題が提出されたのに対し，フランクはこの時点では特別な強制手段と処罰を伴う新しい命令の公布を拒否した。[35]

計画によると1940年4月中旬までに総督府から約50万名の労働力がライヒに移送されねばならなかったが，実際に移送されたのは約16万名の農業労働者と約5万名の工業労働者のみであった。フランクは，ポーランド人は「悪意からか，ドイツに利用されず，ドイツに間接的に損害を与える意図からか」労働義務を避けているという結論に達した。すでにこの時点で，自由意志によってポーランド人を獲得する可能性はもはや存在せず，強制措置が残されているにすぎないという認識があった。[36] 同年4月24日，ベルリン中央政府からの圧力により，1915年から1924年までに生まれた男女ポーランド人を強制措置によってドイツでの労働に強いることが決定された。[37] この強制補充は，ナチ党親衛隊ＳＳと警察の支援によってなされるものであったため，ポーランド人狩りのごとき現象が生ずるに至った。「若者たちは，両親に知らされることなく，警察によって逮捕され，ライヒでの農業労働奉仕を要求された。」[38] しかしそれに対して，フランクは，5月10日，「ミサあるいは映画の終了時に若いポーランド人を逮捕することは，ますます強くなるポーランド人の神経過敏を逆なですることになる」として，「強制措置は慎重になされねばならぬ」と主張したが，[39] 実際には「自

注 (33) Seeber, S. 116 ; August, S. 342.

(34) *Diensttagebuch,* 24./25. 2. 1940, S. 116f.

(35) *Diensttagebuch,* 4. 3. 1940, S. 144. 100万人の労働力輸送のための強制措置の拒否理由は，輸送手段の状況，警察力ならびに強制の場合に専門労働力まで拡大させねばならないという事情であった。*Diensttagebuch,* 7. 3. 1940, S. 149.

(36) *Diensttagebuch,* 21. 4 1940, S. 176 ; Seeber, S. 118 ; Pfahlmann, S. 27. 事務局長フラウエンドルファーは，農業労働者が労働に不適格である証明書を医者に書かせたり，森林に逃亡したりしている状況に注視し，すでに配分された800名の労働者のうち69名しか駅に来なかった例をあげ，「これらすべては農業住民が極度の精神不安に襲われていることに帰因する」と述べている。*Diensttagebuch,* 7. 3. 1940, S. 149.

(37) Seeber, S. 119 ; August, S. 344.

(38) *Diensttagebuch,* 9. 5. 1940, S. 195.

(39) *Diensttagebuch,* 10. 5. 1940, S. 198.

由意志」によるポーランド人労働者の「募集」は強制的性格をもつものとなったのである。[40]

Ⅳ

以上が大戦初期における ポーランドにおける 労働力「募集」の実態であった。「自由意志」にもとづくとはいえ強制的に「募集」されたポーランド人労働者がドイツで経験せざるをえなかったものは，人種主義的な抑圧であった。ドイツ農業に外国人，とりわけポーランド人労働者を重点的に労働配置する政策は，彼らの生活を人種主義的に抑圧するということと不可分に結びついていたのである。ＳＳ全国指導者兼ドイツ警察長官ヒムラーは，ポーランド人は労働力として存在しなければその方が好ましい，しかし経済的理由からポーランド人を必要とする，そのかわり彼らを手ひどく扱ってもいいはずだ，という立場から，1940年２月末，ポーランド人に対する厳しい取扱いを命じた。ポーランド人のマークの付帯，ドイツの飲食店利用の禁止等である。[41] 1940年３月７日にヒムラーは外国人労働者と彼らの政治的監視の権限をゲーリングから付与され，３月８日にはポーランド人労働力の労働・生活諸条件の規制のためのいわゆる「ポーランド人条令 (Polenerlasse)」を公布した。

まず，ポーランド人労働者を一括して統制するためにポーランド人マークの付帯が義務づけられた。生活面では，夜間の外出が禁止され，ドイツの「文化生活」ならびに「娯楽施設」から隔離され，ドイツ人女性との性交渉を阻止するために，男女同数のポーランド人をポーランドから徴用あるいはポーランド人用の売春宿をたて，できうるかぎりひとまとめに収容するものとされた。さらに，ポーランド人は行動の自由は制限され，特に公共交通手段の利用は拒否された。労働の面では，ポーランド人が職場において怠慢な態度で労働したり，サボタージュをしたりすれば，その取り扱いはゲシュタポにまかせられ，強制収容所に収容させることが可能となった。これら一連の規制は，ポーランド人労働者の監視と抑圧の体制の基礎を形成するもので，同時に，国籍によって格差づけられた特別法導入の序曲をなすものであった。[42]

1939年９月１日から1940年末までの間に，ドイツ農業にポーランド全体から46万9,000名の労働者が大量に配置投入され，[43] 他方でこうした人種主義的な排斥原理が厳格に実施されると，両者の間には矛盾が生じてきた。外国人，とりわけポーランド人労働者の大量動員は保安上の理由から危険であるという認識がゲシュタポの側にあった。[44] さらに，1940年夏には，ポーランド人労働力の大量

注 (40) Seeber, S. 119ff.; Schminck-Gustavus, S. 14f.
(41) Himmler, S. 134.
(42) Homze, S. 40f.; Seeber, S. 154ff., 161 ff.; Eichholtz: *Kriegswirtschaft*, I, S. 99; Schminck-Gustavus, S. 17f.; Herbert, S. 76f. ポーランド人労働者ならびに戦時捕虜のドイツ人女性との性交渉禁止については Herbert, S. 79ff. 参照。
(43) Timm, S. 6ff.; Letsch, S. 42ff.; Hölk: "Einsatz", S. 352ff.
(44) Seeber, S. 48.

労働配置の開始と共に，人種論的観点からする疑念が生じてきた。すなわち，土地はそれを耕す者に帰属するという観点からすれば，あまりに大量のポーランド人労働者が農業に配置投入されるのは問題であった。それゆえ食糧大臣ダレは「緊急の解決策」であるとみなした。(45)

同じ問題は鉱業においてもみられた。ルール炭鉱においては1939年10月にはじめてポーランド人労働者の坑内配置の可能性が示唆され，1940年4月には約2,000名のポーランド人労働者がルール炭鉱に就業していた。しかし彼らの労働能率は低いとみなされ，1940年夏にはルール炭鉱でポーランド人労働力の労働配置に関する対立が表面化するに至った。そこには2つの基本的に対立する観点がみられた。すなわち，一方では，労働力不足のためポーランド人労働力の労働配置と彼らの労働能率向上は必要であり，そのためには「ポーランド人条令」による規制が緩和されねばならぬという経済的観点である。しかしこの立場はこの時点においては少数派の意見にすぎなかった。他方では，ポーランド人労働者の就業はドイツ労働者の対外国人感情との関係で好ましくなく，戦時捕虜の就業だけが好ましいという民族的な人種論的，イデオロギー的なものであり，これは多数派の見解であった。(46)

しかしまさにこの時期は，次章で述べるように，西部戦線でのドイツ軍の勝利によって，西欧の戦時捕虜がドイツに投入された時期であった。この新しい局面に直面してドイツ人鉱業労働者が国防軍から解除されると期待されたのである。上記の人種論的観点はこうした事態と結びついて炭鉱におけるポーランド人労働力の労働配置を低い水準にとどめることとなったのである。1940年7月1日までに総督府からドイツに送られた27万9,333名のポーランド人労働力のうち，11%だけが非農業部門に就業していたにすぎない。(47)

それに対し農業では，わずかの期間に30万人近いポーランド人労働者がドイツに送られ，そのほとんどが農業に従事し，農業における労働力不足問題をかなり解消することができた。農業の労働力不足をかなり解消したという意味で一方の原理たる経済的観点に一定程度対応するものでもあった。しかし他方で，ポーランド人の労働法上ならびに労働諸条件での差別，また生活面での排斥は厳格に実施された。その意味で，人種論的観点にも対応するものであった。1940年夏までのポーランド人労働配置は2つの観点に妥協的に対応するものだったのである。(48)

相矛盾する人種論的観点と経済的観点は，ナチスにおいてはポーランド人労働者を「低質労働」に配置するという形で統合化された。すでにヒムラーは1940年5月の覚書の中でポーランド人は「年々の出稼ぎ労働者と特殊な作業（道路，採石，建設）のための労働者」を提供すべしと主張していた。(49) ヒトラーも1940年10月2日に「ポーランド人はまさしくより低い労働のために生まれてきた」，総督府は「低い労働（れんが製造，道路建設等）のための労働力源泉」たるべきである，ポーラ

注 (45) August, S. 346.
(46) Herbert, S. 90.
(47) Herbert, S. 90.
(48) Vgl. Herbert, S. 95.
(49) "Denkschrift Himmlers", S. 198.

ンド人は「我々ドイツ民族同胞のような熟練労働者ではなく，また決してそうであってはならない。彼らは生きるために自分の労働力，したがって自己自身を輸出しなければならない。したがってポーランド人はライヒにきてそこで農業や道路その他の低い労働で作業を行ない，それによって自分たちの生計をたてなければならない[50]」と強調した。このようにヒトラーとヒムラーは，ポーランド人は農業労働力と建設・道路関係の不熟練労働力としての利用価値を認めており，そのかぎりで彼らの構想において人種論的観点と経済的観点が統合されていたのである。

V

ポーランド人市民労働者に対しポーランド人戦時捕虜は非常に迅速にドイツに配置された。戦時捕虜は軍の監視下におかれ，また衣食住のための費用がきわめて低かったため，労働力不足のもっとも簡単な解消策とみなされたからである。ところで，ポーランド人戦時捕虜の約90%はドイツの農業部門に送りこまれた。1939年9月末には10万名のポーランド人戦時捕虜がドイツの農業に就業しており，1939年末には約30万名にまで増加している[51]。特に畑野菜の収穫に労働力が緊急に必要とされていたのである[52]。1940年になってもドイツ農業の労働力需要は減少しなかった。1940年春の収穫に追加労働力が必要であり，実際にはその4分の1しか充足されていなかった[53]。それでも，農業への戦時捕虜の配置は急速に展開し[54]，1940年4月時点で28万7,000名のポーランド人戦時捕虜がドイツで就業していたが，そのうち93.3%が農業に従事していたのである[55]。このように，フリック・コンツェルンでは戦争勃発後まもなくポーランド人戦時捕虜が労働配置された[56]が，工業におけるポーランド人戦時捕虜の配置投入は大戦前期においてはむしろ例外的現象であった[57]。

しかし，1940年5月の西部戦線の展開により，戦時捕虜もその構成が変化していくことになる。ポーランド人労働力が農業労働力として配置投入されたのに対し，「西欧労働者[58]」は工業労働力として労働配置の対象と考えられていた[59]。しかし，1940年5月22日の条令により，ポーランド人戦時捕虜の大部分は捕虜状態から解除され，「市民労働者」となった。これにより，彼らはそのままドイツにとどまり，労働局が提供するあらゆる労働を行なうことを義務づけられることになった[60]。同

注 (50) Dok. 172-USSR, *IMT*, Bd. 39, S. 426f.; Seeber, S. 34.
(51) Rachner, S. 371; Lehmann, S. 104; Schminck-Gustavus, S. 11; Herbert, S. 68.
(52) *RABl.* I, 1940, S. 386.
(53) Pfahlmann, S. 105f.
(54) Rachner, S. 370; Timm, S. 7.
(55) Hölk: "Einsatz", S. 354; Timm, S. 7,; Lehmann, S. 101-118; Eichholtz: *Kriegswirtschaft*, I, S. 95; Herbert, S. 68.
(56) NI-6001.
(57) Vgl. Seeber, S. 48f.
(58) フランス人，イギリス人，オランダ人，ベルギー人等を総称して Westarbeiter といわれていた。
(59) Homze, S. 45.
(60) Schminck-Gustavus, S. 11.

時に彼らは国防軍の監視下におかれなくなり，今や警察の監視下におかれるようになった。これは，彼らが戦時捕虜として有する国際的保護が消失したことを意味する。[61] それゆえこの時期以降は，ポーランド人労働者と「西欧戦時捕虜」の労働配置がドイツにおける外国人労働力動員の主要な対象となった。

1940年7月初めにはすでに20万名の英仏戦時捕虜がドイツで就業させられ，その数は同年8月中旬には60万名，10月末には120万名を数えるまでに増加した。[62] こうした戦時捕虜労働配置の量的増加にもとづいて，一方では政治的・イデオロギー的観点から労働配置を行ない，他方でこれまで以上に労働力配分において質的側面を考慮することが可能となった。[63] ライヒ労働省は，フランス人戦時捕虜においては農業以外での労働配置をより前面に出す必要性を強調し，[64] 企業や産業界も1940年7月に戦時捕虜の配置投入を要求していたが，[65] しかし実際には「西欧戦時捕虜」は50%以上が農業に投入されていたのである。これはとりわけ軍需経済の労働力需要の増加に矛盾するものではあったが，治安上の懸念や人種論的イデオロギーによるところが大きく，同時に，ドイツ労働者は再び戦線から戻るであろうという期待によるところが大きかった。[66] 工業における労働力不足は一時的なものとみなされていたのである。こうした評価は，電撃戦構想下においては当然であった。[67]

それゆえ，1940年10月のライヒ労働省の回状によれば農業の労働力需要は「完全に充足された」。[68] それはとりもなおさず戦時捕虜によるものであった。徴兵による労働力不足は，戦時捕虜によって穴うめされ，そればかりか，「戦時捕虜が農業の像を完全に支配している」くらいにまでなった。[69] それに対して工業における労働力需要は不断に増加し，特に「工業における戦時捕虜需要は不完全にしか充足」されていなかった。[70] したがって戦時捕虜の中から熟練労働者を識別し，熟練に応じて彼らを農業から工業に配置替えをする試みがなされることとなったが，実際には鉱業でのみわずかな成果をあげたにすぎない。[71]

ところで，戦時捕虜は第一に軍の監視下にあり，管理が容易であったこと，第二に，賃金コストの面からいってはるかに安価であったこと，第三に経済的な必要性に応じて自由自在に労働力を移動させえたこと，以上の理由から戦時捕虜は労働力不足のもっとも簡単な解決策とみなされていた。

注 (61) Seeber, S. 147f. アウグストによればポーランド人戦時捕虜は，一つには愛国心から，一つには戦時捕虜解除により国際的保護からはずされるという理由で変更に拒否的であった。August, S. 332.

(62) Homze, S. 46.

(63) Herbert, S. 96f.

(64) Erlass des Reichsarbeitsministers vom 10. 7. 1940, in: *RABl.*, 1940, S. 1384f.

(65) Eichholtz: *Kriegswirtschaft*, I, S. 95; Drobisch/Eichholtz., S. 630.

(66) Werner, S. 81ff.

(67) Thomas, S. 145 f.; Wegenführ, S. 28ff.; Milward, S. 189ff.; Herbert, S. 97.

(68) Runderlass des Reichsarbeitsministers vom 7. 10. 1940, zit. nach Herbert, S. 97.

(69) Dok. PS-1456, Fall XI, zit. nach Eichholtz: *Kriegswirtschaft*, I, S. 102.

(70) Runderlass des Reichsarbeitsministers vom 7. 10. 1940, zit. nach Herbert, S. 97; Pfahlmann, S. 114.

(71) Herbert, S. 97.

外国人労働者の労働意欲と労働能率の低さが問題となると，外国人労働力よりも戦時捕虜の方が好まれるようになったのである。1940年秋以降になって産業界は戦時捕虜の配置を欲するようになった。[72] ただし，すでに述べたように，ポーランド人労働力の場合は，労働配置においては戦時捕虜と大差がなかったため，労働配置の格好の対象であり続けた。むしろポーランド人労働者が確保されない場合にフランス人戦時捕虜を配置する旨の要求が鉱業から提出されていたのである。[73]

したがって，当初の意図よりも小さい割合であったとはいえ，1940年夏以降フランス人戦時捕虜の半分近くが非農業部門に配置されることによって，戦時捕虜の就業構造は一定程度変化した。1940年7月の時点で，全戦時捕虜のうち35%が非農業部門に配置投入されていた。[74] さらに1941年4月には，全就業戦時捕虜122万1,874名の内，農業に53.4%，非農業部門に46.6%配置された。それでもこの時点ではまだ戦時捕虜の工業への重点的な労働配置には至っていなかったといえよう。しかも非農業部門の中でも半数は建設業に配置されていたので，軍需工業への戦時捕虜の重点的労働配置もこの時点ではなお成立していなかった。[75]

こうした状況をもたらした原因としては，まず第一に，ライヒ労働省が国防軍最高司令部の要求に反し，戦時捕虜をできうるかぎり農業に配置しようとした事情があった。[76] このことは具体的には製鉄部門にとっては不利に作用した。というのはこの部門にとっては外国人労働力は1941年初頭においても容易に労働力を補充しうる源ではなかったからである。フリック・コンツェルンのマクシミリアン製鉄所のヴルツバッハ＝ローゼンベルク製鉄所のある部門では，300名以上の外国人市民労働者が職場から離れてしまったのに対し，労働省から150名のポーランド人労働者と120名の戦時捕虜の投入割り当てが認められたが，実際には50名だけが配置されたにすぎず，それ以上配置投入される見通しもなかった。その原因はルール鉄鋼業界の代表が言うように，国防軍所属の軍需工業と鉱業に就業していないすべての戦時捕虜は農業に配置投入されねばならず，それゆえ製鉄業にはなかなか配置投入されえなかったことにあった。[77]

ところで，農業部門への重点的配置という事態は，戦時捕虜の職業構成に対応しないくらい多くの戦時捕虜が農業に投入されたことを意味する。1940年中頃の調査によると全戦時捕虜のうち35%だけが農業出身者であるにすぎなかったが，実際には1940年7月に農業に65%も配置投入されていたのである。建設労働者の割合は3.5%にしかすぎなかったが，戦時捕虜の13.3%が建設業に配置されていた。[78] そこで1940年12月と1941年1月にドイツに連行された戦時捕虜の職業構成の調査が行

注 (72) Herbert, S. 68, 110.

(73) NI-5226.

(74) Hölk; "Einsatz", S. 354; ders.: "Kriegsefangeneneinsatz", S. 257; Homze, S. 37; Eichholtz: *Kriegswirtschaft*, I, S. 95.

(75) 全就業戦時捕虜の21.4%が建設業に配置されていたのに対し，鉱業には2.3%のみが配置されていた。Pfahlmann, S. 111; vgl. auch Herbert, S. 96.

(76) Pfahlmann, S. 113.

(77) NI-328.

(78) Pfahlmann, S. 111, 114; Hölk: "Kriegsgefangeneneinsatz", S. 256.

なわれ，それに応じた配分が考慮されはしたものの，農業における需要が緊急であったことと，このような配分によって生ずる代替の労働力が確保されえなかったため，失敗に帰したのである。[79]

1941年4月の時点での国別戦時捕虜構成をみると圧倒的にフランス人が多かった。全就業戦時捕虜134万7,306名のうち，119万2,428名がフランス人捕虜で88.5%を占めていたのである。しかもフランス人捕虜においては国防経済上の理由から金属労働者のドイツへの配置投入はできるだけ避けられたため，農業に比較的多く投入されたのである。[80]

それに対しポーランド人戦時捕虜は1941年4月の時点で4万7,019名（3.5%）にすぎなかった。[81] しかしながらこれは，1940年におけるポーランド人戦時捕虜の解除によるものである。それゆえ，ポーランド人労働力全体でみる必要がある。1940年5月までの5ヶ月間に総督府から25万名のポーランド人がドイツに連行され，同年7月の時点でのポーランド人労働力のうち90%が農業に配置投入されていた。しかしポーランド住民の抵抗，総督府そのものが対ソ戦遂行に重要な拠点となり，総督府における軍需工業に労働力を投入する必要がでてきたため，1941年5月までの5ヶ月間に9万名のポーランド人がドイツに配置投入されたにすぎない。しかしながら非農業部門における就業が増え，1941年4月にポーランド人労働者83万7,000名のうち，73%が農業に従事することとなった。[82] ところが，1941年6月22日のドイツ軍のソ連侵攻に伴い，総督府の管轄領域はソ連領にも拡大することとなった。これはドイツ・ライヒにとって労働力供給源の拡大を意味するものであった。フラウエンドルファーによれば1941年12月の時点で総督府は月平均23万名のポーランド人をドイツに配置し，また，領域拡大（Galizien）によりさらに3万5,000名をドイツに追加配置投入している。[83]

農業部門への外国人労働力の相対的に高い比率での配置投入は，農業部門における労働力不足が1941年になっても緩和されるどころか逆に先鋭化したことによる。ライヒ労働省によれば1941年3月における農業での労働力不足者数は48万7,000名であった。ライヒ食糧団によれば不足はもっと多かった。20万名の戦時捕虜を工業から配置転換する必要性を強調したのである。国防軍最高司令部もその必要性を認めていた。1941年4月18日のゲーリングの指令により，東南ヨーロッパからの戦時捕虜は例外なく農業に投入するものとされたが，ドイツ農業の労働力需要に対応するものではなかった。[84] しかも，戦時捕虜の農業への重点的投入は他の産業部門，特に鉱業にとって大問題であった。石炭連盟のプライガーは1941年5月13日の国防軍最高司令部長官カイテルあての手紙の中で，青年鉱業労働者の召集を禁止すると同時に，戦時捕虜のうち熟練労働者を鉱業に即刻配置投入するよう要請した。[85]

注（79） Pfahlmann, S. 115.

（80） Hölk: "Kriegsgefangeneneinsatz", S. 256; Pfahlmann, S. 113; Eichholtz: *Kriegswirtschaft*, II, S. 245. ただし，フランス人市民労働者の場合は89%が非農業部門に就業していた。Pfahlmann, S. 121ff.

（81） Pfahlmann, S. 113.

（82） Seeber, S. 125ff., 151ff.; Pfahlmann, S. 119ff.

（83） Dok. 2233-PS, *IMT*, Bd. 29, S. 499.

（84） Pfahlmann, S. 116f.

（85） NI-1246.

VI

以上のように，ナチス・ドイツはドイツ経済の労働力補給源として外国人市民労働者と戦時捕虜双方を配置投入したが，戦争経済のための熟練労働力としてではなく，圧倒的に農業労働力としてであった。1940年夏以降になってはじめて，こうした農業労働力中心の外国人労働力配置政策が変更されることになった。しかしそれも限界があった。全体としてはなお農業労働力補給源としての外国人労働力配置という性格は色濃く残ったのである。[86] 大戦初期における外国人労働力のこうした制限的動員は，すでに述べたように，一つには「電撃戦」構想によるドイツ人兵力の解除への期待が原因であるが，他方ではドイツ人熟練労働力をいかに確保するかが同時に焦眉の問題でもあり，外国人労働力確保が第一義的にめざされていたわけではなかったからでもある。そこでここではドイツ人労働力，とりわけ熟練労働力の確保がいかに行なわれていたかを解明することにする。

1939年5月31日から1940年5月31日までの間に約430万名の男性が徴兵された。そのうち工業からは100万名が召集され，これは工業就業者数の10%に対応しており，それほど多くはなかった。[87] しかし1940年7月5日の労働手帳調査によると，徴兵された労働者の47.1%がいわゆる「人手不足の職種」から召集されており，[88] 徴兵は労働市場に少なからぬ影響を与えていたのである。

召集によりますます先鋭化した労働力不足を解消するための方策として，徴兵された労働者，とりわけ熟練労働者を再び職場にとり戻すといういわゆるFM方策（Facharbeiter-Mangel-Verfahren）があったが，1939年末に呼び戻しをうけた熟練労働者のうち25%だけが職場に復帰したにすぎなかった。[89] また，23万6,000の申請のうち，1940年5月15日までに8万4,040名の熟練労働者が国防軍から解除され，軍需企業に配置されたにすぎない。[90] すでにこの時期に国防軍兵力と軍需労働力との競合関係が，労働配置政策の解決すべき諸問題の一つを形成していたのである。しかもヒトラーは陸軍の拡充と軍需の増大の両方を命じた。そのためには150万名の追加労働力需要が必要であった。ここで選択された方向は，「緊急段階方式」による緊急の軍需品生産への労働力の集中であった。[91] さらに1940年9月28日には，ヒトラーは1941年3月21日までに30万名の金属労働者を軍から解除し，軍所属の軍需工場に配置するいわゆる「軍需休暇」制を導入した。しかし同年11月末までに15万名のみが「軍需休暇」によって軍需工場に労働配置されたにすぎない。[92]

ところで，基幹労働者を召集からいかに守るかということが企業にとっては重要な問題であったが，同時に職場移動制限をいかに阻止するかということも，特に1940／41年には解決せねばならな

注 (86) Vgl. Seeber, S. 44ff.
(87) USSBS, S. 207; Wagenführ, S. 26; Werner, S. 58.
(88) Werner, S. 60.
(89) Thomas, S. 196; Werner, S. 60f.
(90) その後このFM方策は無意味化してしまった。Thomas, S. 236f.
(91) Thomas, S. 238.

い問題となった。[93] まさに外国人労働力の導入が盛んになっていった時期においてである。ドイツ人労働者は外国人労働力動員の圧力の下においても，職場移動によって自己の社会的上昇を達成することが可能であり，他方で企業側は良質のドイツ人労働力，とりわけ基幹労働力を確保することに力を入れ，簡単に外国人労働力に依存していたわけではなかったのである。こうしたドイツ人労働力の中でも基幹労働力を維持するという企業側の戦略は，ドイツ人労働義務者を積極的には利用するつもりがなかったこととも関連する。むしろ労働義務者は企業にとっても政府にとっても労働力政策の問題児の一つであったのである。

労働義務者はその労働と生活諸条件に不平不満を表明し，病欠，ストライキ，労働拒否にいたる場合もあった。それに対し企業側は労働義務者の労働能力や健康状態に満足していなかった。[94] すでに1939年11月12日にヒトラーは労働義務の縮小を命じた。この命令に基づき，労働義務は今や鉄・金属産業，化学工業，建設業にのみ，しかも，企業が戦争に重要な作業を行ない，労働力を確保するあらゆる可能性が使い尽くされた場合にのみ実施可能となった。[95] 1941年2月26日には無期限の労働義務制を廃止し，1941年3月4日には労働義務制の縮小，同年6月13日には建設業の労働義務制の制限を命じた。[96] およそ労働義務の規模を制限縮小せざるをえなくなったのは，労働義務者として残存した労働者の質の低下と，労働義務者の労働義務に対する拒否的姿勢によるものであった。ナチスはすでに第二次世界大戦以前に労働配置政策の一環として労働義務制を導入し，労働関係の軍事化をはかっていたが，[97] ドイツ人労働義務者の拒否的態度に直面し，その強制的動員を推進することができなかったのである。

このようにして，ナチス・ドイツは，これまでに導入した労働配置政策が必ずしも効を奏さないまま，1941年をむかえることになった。とはいうものの，かかる事態に対処する契機はすでに1941年2月に与えられた。2月18日のゲーリングの条令により軍需省の「調査委員会（Prüfungskommissionen)」が設置されたのである。この委員会の課題は，削減可能な製造業から戦争に決定的な意義のある国防軍所属の製造業企業（特殊段階ＳＳとＳと呼ばれた）に労働力を配置替えすることであった。この委員会の設置により，軍需省が労働市場規制において重要な位置を占めることとなった。ドイツがソ連を攻撃する二日前，1941年6月20日にはゲーリングは調査委員会の権限を拡大し，私企業以外のあらゆる経営にも，労働力引渡しに関する調査を可能にした。軍需大臣はこの委員会の

注 (92) Thomas, S. 240; Eichholtz: *Kriegswirtschaft*, II, S. 179. 当初の計画がこのようにヒトラーの意図通りには実行されなかったのは，兵士でいることの方が，労働・生活条件において良好であったため，多数の兵士は「軍需休暇」で軍需工場で働くよりも再び兵士に戻ることを欲したからである。また労働者は1940年中頃以降は兵士になりたがったり，しかも軍需に不可欠として召集免除された労働者も入隊の努力をするまでに至った。こうした状況は対ソ戦での戦線のこう着まで続いたのである。Werner, S. 90.

(93) Werner, S. 62f., 100ff.

(94) Werner, S. 67ff.

(95) Mason, S. 1220ff.

(96) Werner, S. 96.

(97) Mason, S. 667f., 737; 矢野「社会史的考察」。

助力により，1941年末までに総数47万3,000名の労働力を軍需工場に配置転換するつもりであった。[98]

しかし1941年中葉においては労働配置状況が「軍需経済のもっとも大きな隘路」であり，労働力をめぐる争奪戦はし烈をきわめるものとなった。[99] 国防軍は1941年7月初めに軍備の労働力需要を約150万名と計算していた。しかも同年秋になると労働力をめぐる争いは緩和されるどころか激しさを増した。軍隊の兵力かあるいは軍備の労働力かどちらかしかその需要が充足されないという状況になったのである。[100]

他方で，ヒトラーは，1941年7月，ナチス・ドイツが対ソ戦勝利の後にヨーロッパを軍事的に征服すれば，陸軍の兵力を削減できることを期待し，[101] 同年8月16日の国防軍最高司令部での会議において，陸軍の兵力の軍需経済への配置投入がヒトラー命令として前提とされた。計画では50師団が解除の対象となり，そこからまず熟練労働者が引き抜かれ，軍需工業に投入されるべしとされた。全体で30万名の労働力が軍需工業に投入されうると計画された。[102]

その後1941年10月に至るまで，1941／42年冬の軍備のための国防軍における人員計画が議論された。陸軍の師団の解除によって得られた労働力を軍需経済に配置投入するという計画である。1941年12月15日に50万名の熟練労働者，その後全炭鉱労働者を国防軍から解除しようとするものであった。[103]

このように，ナチス・ドイツは国防軍兵力の削減によってドイツ人熟練労働力を確保することに重点をおくことになったが，それは「電撃戦」構想下でのドイツの戦争遂行が効を奏していたかぎりにおいて可能であった。しかし1941年11月になってやっとドイツ軍はモスクワまで数十キロの地点に到達したにすぎない。対ソ戦は大きな転機をむかえ，戦況はドイツに決定的に不利に展開していった。ナチス・ドイツの期待に反し，兵員増強が必要となった。召集されていったドイツ人労働力の代替の労働力をいかに確保するか，という問題に直面したのである。ソ連人戦時捕虜のドイツ戦争経済での動員——これがナチス・ドイツが選択した道であった。

VII

ヒトラーは，1941年10月31日ソ連人戦時捕虜をドイツで労働動員するという決定を下した。しかし，「生存圏の獲得」[104]という対ソ戦究極目標の中でソ連が評価されていたのはもともとは農産物，

注 (98) Eichholtz: *Kriegswirtschaft*, II, S. 180f.

(99) Niederschrift der Besprechung Chef OKW mit den Wehrmachtteilen am 16.8. 1941, in: Thomas, S. 463.

(100) Eichholtz: *Kriegswirtschaft*, II, S. 183.

(101) Erlass Hitlers v. 14.7. 1941, in: Thomas, S. 452.

(102) Niederschrift über Besprechung Chef OKW mit den Wehrmachtteilen am 16.8. 1941, in: Thomas, S. 463, 467.

(103) Eichholtz: "Vorgeschichte", S. 343; ders.: *Kriegswirtschaft*, II, S, 184.

(104) 山口，81頁以下参照。

原料等の供給源としてであり，労働力供給源としてではなかった。1940年5月から1941年5月の間にドイツ人労働力は168万5,000名減少したのに対し[105]，同年9月時点で260万の求人があり，そのうち約50万が農業，30万以上が金属部門，14万が建設，5万が鉱業であった。こうした労働市場状況にもかかわらず，この時点ではソ連人労働力のドイツでの労働配置にはなお強い拒否的態度が存続していたのである[106]。それが1941年10月末にソ連人戦時捕虜のドイツでの労働動員へと変化していったのである。この転化過程をみることにしよう。

ナチス・ドイツは，すでに1940年夏の西部戦線の勝利の時期に，ソ連の農産物と原料等の略奪がドイツ経済にもたらす利益を考慮しはじめた[107]。同年11月にゲーリングは国防経済軍需局長トーマスに調査を委託し，トーマスは1941年2月13日，覚書「軍部作戦の国防経済的影響」を作成した。トーマスは，ソ連のヨーロッパ地域における農産物（穀物），原料さらに軍需工業の意義を高く評価した。その第一部が農産物の略奪可能性についての報告であった[108]。同年4月26日以降は「オルデンブルク経済本部」が中心となって，対ソ戦の経済目標，とりわけソ連の食料キャパシティーの略奪が綿密に考察されていった[109]。

かかる対ソ戦目標の構想においては，ソ連住民は考慮の枠外にあった[110]。1941年5月2日の各省次官の協議において，「国防全軍が戦争三年目にはロシアから食物を補給される場合にのみ，戦争はさらに遂行可能である」として，ソ連の農産物の重要性が指摘された。しかもソ連農産物の略奪がいかなる結果をもたらすかについても明確に予想されていた。「その際，我々にとってもっとも重要なものが我々によってこの国から取り出せれば，疑いなく数百万名の人間が飢え死にするだろう[111]。」先述の「オルデンブルク経済本部」の後続組織たる「東部経済本部」は，1941年5月23日の報告において国防軍用の食糧確保というこれまでの対ソ戦目標をさらに一歩前進させ，それを「最小目標」にし，ドイツに食糧を輸送することを目標としてかかげた[112]。そうなれば，ソ連の農産物の略奪が当地での「食糧難」をもたらし，したがって1,000万人のソ連人が「余分」になり，「死ぬかシベリアに移住」せざるをえないとみなしていた[113]。

このように，1941年初夏の時点で，対ソ戦の目標は明確に国防軍ならびにドイツ国内の食糧確保におかれていた。またこうした目標をもった対ソ戦がソ連人住民の大量の死を意味することも同様に認識されていた。ソ連住民の食糧確保と生命維持には関心がなかった。それゆえにまた，ソ連人戦時捕虜の生命を維持することにも関心はなかった[114]。しかもソ連人に対するナチス・ドイツの人種

注(105) USSBS, S. 207.
(106) Herbert, S. 137.
(107) Müller, S. 119f.
(108) Thomas, S. 515ff.; Długoborski/Madajczyk, S. 389ff.; Müller, S. 126f.; Streit, S. 62.
(109) Müller, S. 129ff.; Eichholtz: *Kriegswirtschaft*, I, S. 203ff., 231ff.; Streit, S. 63.
(110) Streit, S. 63f.; Herbert, S. 133f.
(111) Dok. 2718-PS, *IMT*, Bd. 31, S. 84.
(112) Dok. 126-EC, *IMT*, Bd. 36, 148f.
(113) Dok. 126-EC, *IMT*, Bd. 36, S. 145.
(114) Streit, S. 79.

論的優越観に裏打ちされたこの構想は，ナチ・イデオローグに制限されていたわけではなく，まさしく軍部のテクノクラートによって承認されていたのである。[115] こうした構想は，換言すれば，ソ連人戦時捕虜をライヒで労働力として利用するという考えはなかったということを意味している。むしろヒトラーはそれに明確な反対を唱えていたのである。1941年6月16日の国防軍最高司令部の命令において，工業部門でのロシア人戦時捕虜の労働配置は禁止されており，「軍隊が直接に必要とするもの」にだけ，しかも「もっとも鋭い監視の下での閉鎖的集団配置においてのみ」許されるものとされた。[116]

ところで，ドイツでソ連人戦時捕虜を配置投入しようとする最初のイニシアティヴはルール地方の若干の軍需企業によるものであった。ルール炭鉱では1941年3月から8月の間に石炭採掘量は月1,309万トンから1,110万トンに15%も減少していた。[117] 石炭消費を削減するか労働者を増員させるかどちらか二者択一にせまられていたのである。[118] そこで1941年6月30日にルールの鉱業界はソ連人戦時捕虜の労働配置要求を行なった。石炭連盟のプライガーは，「ソ連人戦時捕虜の配分においてまず第一に石炭部門を考慮」するよう要請し，ライヒ鉱業への8万3,000名の戦時捕虜の労働配置を要求している。プライガーは，厳格な監視の下でかつ閉鎖的な配置を行なうという条件で，炭鉱でのソ連人戦時捕虜の労働配置は実施可能であると主張したのである。[119] しかし，ルール鉱業界のこうした要求はこの時点ではむしろ例外であった。ヒトラーによるソ連人戦時捕虜のドイツでの就業禁止が依然効力をもっていたのである。[120]

しかし同年7月4日の国防軍最高司令部国防経済軍需局が開催した会議においては，少なくとも禁止の緩和が支持されたばかりか，ソ連人の捕虜だけでの集団での閉鎖的労働配置を監視下において行なうという条件でのソ連人戦時捕虜のドイツにおける労働配置が主張されるに至った。[121] その際，ソ連人戦時捕虜を軍需工業に労働配置するという構想があったのではなく，一つは，建設部門と炭鉱での就業，一つは，農業に投入されていたフランス人戦時捕虜を航空機産業に配置し，代わりに農業にソ連人戦時捕虜を投入するという形で構想されていた。しかも，同年8月2日の国防軍最高司令部の指令の示すように，かかる形態においてもソ連人戦時捕虜の労働配置は「必要悪」であり，それゆえ「最小限に制限されねばならぬ」ものであった。しかも原則的には「完全な孤立状態において閉鎖的な集団で働きうる職場においてのみ」許されえたのである。[122]

注(115) Streit はここに権力政治的動機を見い出し，「純粋に」ナチス的なものではないと主張している。Streit, S. 64ff.

(116) zit. nach Streit, S. 193.

(117) Streit, S. 388.

(118) NI-3134.

(119) Kuczynski, S. 260 ; Streit, S. 202 ; Herbert, S. 137.

(120) Streit, S. 193 ; Dallin, S. 423 ; Pfahlmann, S. 92. Eichholtz はソ連兵士の抵抗，ドイツ人への影響の恐れを強調している。Eichholtz: *Kriegswirtschaft,* II, S. 186.

(121) Dok. 1199-PS, *IMT,* Bd. 27, S. 63f.

(122) Pfahlmann, S. 93 ; Streit, S. 193f. ; Eichholtz: *Kriegswirtschaft,* II, S. 187f. ; Herbert, S. 137f.

しかしながら，フランス人戦時捕虜を軍需企業に配置転換し，この引き抜かれたフランス人戦時捕虜に対しソ連人戦時捕虜を交替で配置投入するという試みは，農業部門からばかりでなく工業部門からの配置転換をも意味するものであった。その場合には産業界はかなりの抵抗を示した。「当該経営は，ソ連人戦時捕虜に対して，熟練があり，有能なフランス人戦時捕虜をいやいやながら交換する。労働局はこのような場合経営に国家政策上の必要性と帝国元帥の支持を参照するよう指示せねばならない」[(123)]とライヒ労働省は1941年8月にみていた。産業界はこの時点ではソ連人戦時捕虜の労働配置に対してはなお大きな疑念を懐いており，実際に期待された効果をあげなかった[(124)]。軍部もこの時点では東部戦線の兵員の解除に解決策をみており，ソ連人戦時捕虜の労働配置にはそれほど関心を示してはいなかった[(125)]。ライヒ労働省によるフランス人戦時捕虜のソ連人戦時捕虜による代替措置は，1941年10月までにヴェストファーレン州では277名のフランス人戦時捕虜の配置投入を可能にしたにすぎない。それに対しボーフム連合は500名のフランス人戦時捕虜の配置投入を要請していた。軍部も軍需企業にソ連人戦時捕虜の配置投入をめざしたのではなく，フランス人戦時捕虜を他の捕虜収容所から集めて配置投入しようとし，この引き抜きによって生じた労働力不足をソ連人戦時捕虜によって充足しようとしていたのである。しかもそれもヴェストファーレン州労働局長官によれば不可能であった[(126)]。

同年9月2日，ゲーリングが「労働市場状況を顧慮して，ドイツへ連行されるべきソ連人戦時捕虜の数を増やせないかどうか」についてヒトラーと話すつもりであることを四ケ年計画事務次官ケルナーは労働省事務次官に書いた[(127)]。さらに同月17日においては石炭連盟と国防軍最高司令部の間の協議で，ソ連（特にウクライナ）からの戦時捕虜以外の市民労働力の移送が議論された。同月24日ゲーリングは空軍の軍備のためにバルト諸国の金属労働者の募集を了承し，それ以上の募集についてはウクライナに制限した[(128)]。こうして，軍需工業と鉱業へのソ連人戦時捕虜ならびにウクライナ市民労働者の配置投入が要求されることになったのである[(129)]。

しかし，かかる要求はドイツにおけるソ連人労働力の大量動員を意味するものではなかった。1941年春までに存在した明確なソ連住民の生命の無視，それゆえにまたソ連人戦時捕虜をドイツにおいて労働力として利用しないという方針は，ポーランド人よりもさらに「低劣な人種」として位置づけるナチスの人種論的イデオロギーによるものであった[(130)]。しかしこの人種論的イデオロギーはそれ自身として自律して展開して言ったのではなく，ドイツ人住民のナチス体制に対する態度がソ連人労働力の大量動員によって変化するのではないかという恐れをナチス指導部が強くもっていた

注(123) Dok. 3005-PS, *IMT*, Bd. 31, S. 475.
(124) Streit, S. 198, 200; dagegen Eichholtz: *Kriegswirtschaft*, I, S 243.
(125) Streit, S. 199.
(126) NI-1432.
(127) NI-3746.
(128) NI-460.
(129) Pfahlmann, S. 45; Eichholtz: "Vorgeschichte", S. 371; Streit, S. 202.
(130) Herbert, S. 136.

ことと結びついていた。人種論と住民への恐れが大量動員を拒否する姿勢を支えていたのである。[131] しかしこうしたイデオロギーと恐れ・不安が現実において発揮される状況は決して見過ごされてはならない。ドイツ経済は，ドイツ経済の総動員を回避しながら，電撃戦によって生存圏ないし原料と食糧基盤の拡大をめざし，それによってドイツの内政問題を一挙に解決しようという電撃戦構想下にあったのである。換言すれば，この時期までは，東部戦線での勝利が期待され，したがって陸軍50師団の兵力削減が期待された。それはとりもなおさず軍需工業への30万名の労働力の帰還を意味するものであった。[132] 戦況と労働市場への期待によって，ソ連人戦時捕虜のドイツにおける大量労働配置は様々な形態で要請，準備されてきたとはいえ，この時期までは日程には登場してこなかったのである。

ソ連人戦時捕虜のドイツにおける労働配置への転換をもたらしたのは，直接的には東部戦線における戦況であった。1941年9月末においては，作戦の終了がもはや考えられなくなった。[133] それゆえドイツ戦争経済は，一つには東部戦線の陸軍兵力の越冬，一つには，農業，金属部門，建設業，鉱業における労働力不足の早急な緩和のために大きな転換が必要となった。[134]

1941年10月初旬，国防軍国防経済軍需局はゲーリングに80万名の労働力需要を要求した。同局によれば，そのためには「ソ連人戦時捕虜と市民労働者の導入がなければ不可能」であった。「ソ連人戦時捕虜は――集団配置で――軍需工業と坑外炭鉱における配置にも許可されねばならない。」こうした労働配置の必要に対してはソ連人労働配置に対する原理的反対はしりぞけられねばならない，とされたのである。[135] かかる要求は，戦争経済の必要性の優位とイデオロギー的原理の後退を意味するもので，これまでのソ連人労働配置に対して大きな転換をなすものであった。[136]

ソ連市民の労働配置については，1941年9月11日に労働大臣がプライガーの要請に基づき，ウクライナの鉱山から鉱山労働者をライヒに配置投入することを承認するようゲーリングに依頼した。同月24日にこの問題に関し担当部局の会議が開かれた。この会議で募集は地域的にはウクライナに制限し，どうしても必要な部門（鉱業，軍需工業，交通）に制限すること，また「自由意志による募集」形態で被占領地の労働行政組織によって行なうことが労働省から提案された。ＳＳの側からは保安上の理由から反対が表明されたが，その他の部局担当者からは特に輸送上の技術的問題が表明されたにすぎず，ソ連市民労働者のライヒへの配置投入そのものの必要性が前提とされていた。ヒムラーの決定をまつばかりとなったのである。[137] ヒムラーは政治的，人種的に好ましからぬ者の選別ができないこと，人種的原理に合わないこと，治安問題が激化することを理由にソ連人戦時捕虜の

注(131) Streit, S. 195; Eichholtz: *Kriegswirtschaft*, II, S. 190.
(132) Thomas, S. 467.
(133) Förster, S. 1041ff.
(134) Herbert, S. 139.
(135) Dok. 1182-PS, in: Eichholtz, "Vorgeschichte" S. 371f.
(136) Herbert, S. 140.
(137) NI-460.

労働配置にのみ賛成したがもはや主張を貫徹しえなかった。[138] 同月26日国防軍最高司令部の外国一防衛局は，ソ連市民労働力の利用を拒否し，必要な統制と監視が保証されうるソ連人戦時捕虜の配置だけを承認したが，[139] 同年10月24日プライガーは1万から1万2,000名のウクライナ鉱夫のドイツへの投入許可を得た。ゲーリングは厳格な選抜，監視下の閉鎖的な移送，閉鎖的な集団での労働配置，孤立した収容所での収容，ドイツ人以下の食糧配給を条件につけたのである。[140] なるほどこのウクライナ鉱夫の要求は鉱業界から生じたものであるが，[141] ルール地方への最初の移送（756名）は1941年12月27日に行なわれ，二度目の移送は行なわれなかった。[142] ソ連人労働力のドイツでの労働配置に対する拒否的な態度がこの10月24日の決定によってくつがえされることになった。[143]

このような準備段階を経て，ヒトラーはドイツ経済におけるソ連人戦時捕虜の大規模労働配置を決定したのである。ヒトラーは，「ソ連人戦時捕虜の労働力もその大量動員によって戦争経済の必要に広範に利用されねばならない」と命じた。[144] この総統布告はソ連人戦時捕虜に対するナチス・ドイツの立場の質的な変更を意味するものであった。ソ連人戦時捕虜の労働力としての価値がはじめて認められたのである。これは，ヒトラーが東部戦線の目的が達成されなかったことを認めたということを意味するが，戦争経済をいかに貫徹していくかという観点が優位に立ったことを示している。[145]

Ⅷ

本稿では第二次世界大戦勃発からソ連人戦時捕虜のドイツでの労働動員にいたるまでの歴史的過程を分析してきた。以上の分析を要約すると次のようになる。

(1) すでに第二次世界大戦勃発以前に，一方で，オーストリア，チェコでのドイツへの労働義務制が導入され，他方で戦時捕虜動員の準備が開始されていた。大戦勃発後，ナチス・ドイツの外国人「強制労働」は，一つは「市民労働者」の「募集」，もう一つは戦時捕虜の動員という形態で展開していった。

(2) 第二次大戦勃発と共にポーランドで労働行政の組織化が急速に行なわれ，ポーランド人市民労働者の「募集」が開始され，形式的には「自由意志」による「募集」は1940年春には強制的性格をもつようになった。

(3) ポーランド人市民労働者のドイツでの労働動員は，ドイツ人労働者の召集による労働力不足

注(138) Herbert, S. 144f.
(139) Streit, S. 203.
(140) Streit, S. 203; Eichholtz: *Kriegswirtschaft,* II, S. 191; Herbert, S. 145.
(141) NI-4102, 4104.
(142) NIK-12560.
(143) Streit, S. 203.
(144) Dok. EC-194, *Trials,* vol. Ⅷ, S. 399.
(145) Streit, S. 204f.; Herbert, S. 141.

を解消するために導入・実施されたが，他方では労働と生活の両面における抑圧・監視・排斥が厳格に実行されていった。経済的観点と人種論的・イデオロギー的観点が妥協的に結びついていたのである。両観点は，ポーランド人労働力を「低質労働」に動員するという形で構想された。

(4) 戦時捕虜については，ポーランド人戦時捕虜のほとんどは農業部門に動員されたが，1940年初夏以降彼らは「市民労働者」になった。しかしこれは地位・待遇の改善を意味するのではなく，労働と生活の面での抑圧・排斥を意味するものであった。代わってフランス人戦時捕虜がドイツに動員され，非農業部門に配置投入される傾向があったが，全体としては依然として農業部門が中心であった。同じことは市民労働者の動員された産業部門についてもあてはまる。

(5) ナチス・ドイツは外国人労働力動員のみに固執したわけではなく，熟練労働力に関しては逆にドイツ人熟練労働力の確保が焦眉の問題であった。ドイツ人労働力をめぐる争いは，軍事兵力か軍需労働力かという対立にまで先鋭化したのである。電撃戦構想が機能していた1941年秋までは，ドイツ人の兵員解除に全面的期待がかけられていたが，戦況はそれを許さなかった。

(6) 一方で戦況，他方で労働市場の狭隘化に直面して，ヒトラーはソ連人戦時捕虜のドイツでの動員を決定した。しかしこの決定に至るまでには，軍部のテクノクラート，ルール炭鉱の準備作業と要求が背後にあった。ソ連人戦時捕虜のドイツでの動員に反対していたのは人種論的・イデオロギー的観点の代弁者であった。電撃戦構想が機能し，戦況がドイツに有利に展開しているかぎりでは，徴兵解除によって労働力不足問題が解消されることが期待されたのであるが，1941年秋に東部戦線における戦況がドイツに不利になるや，こうした期待も消失し，電撃戦構想そのものが破綻してしまった。こうして新しい状況をむかえるや，ナチス・ドイツはソ連人戦時捕虜のドイツでの動員という道に突入していったのである。

(7) このようにみてくると，経済的観点と人種論的・イデオロギー的観点という二つの観点の並存は，「電撃戦」構想下の大戦前期における外国人労働力の労働配置においても確認されよう。外国人労働力に関するナチスの人種論的・イデオロギー的観点と経済的観点は，対立と接近をくり返しながら，戦況の進展に応じてより拡大され同時に深化された外国人労働力動員へと展開していったのである。ポーランド人労働力動員は，その後のナチス・ドイツによる外国人労働力動員，とりわけソ連人労働力動員の序曲であったとはいえ，次の段階への移行は直線的なものではなかった。(146) ナチス・ドイツは戦況と労働市場状況，総じてドイツ戦争経済のおかれた状況に対して二つの原理にしばられながらソ連人戦時捕虜動員という道に突入していったのである。(147)

1941年にドイツ軍によって捕捉された335万名のソ連人戦時捕虜のうち60%が1942年2月までに死亡し，そのうち140万名が1941年12月はじめまでに死んでいた。(148) その意味において，ナチス・ドイツ戦争経済にとって「強制労働」は重要な構成要素であり，戦争経済に外国人労働力が必要とな

注(146) Vgl Długoborski/Madajczyk, S. 415f.
(147) Dagegen Drobisch/Eichholtz, S. 631.
(148) Herbert, S. 135.

ったがゆえに「強制労働」が導入されたとはいえ，民族によっては，労働力として最低限必要な生命を維持することさえ重きを置かない人種論的・イデオロギー的観点がもう一つの原理としてナチス・ドイツ戦争経済に内在していたのである。このように，ナチス・ドイツは，外国人の「強制労働」と大量虐殺の同時存在として特徴づけられるのである。(149)

文献・資料リスト

August, Jochen: "Die Entwicklung des Arbeitsmarktes in Deutschland in den 30er Jahren und der Masseneinsatz ausländischer Arbeitskräfte während des Zweiten Weltkriegs. Das Fallbeispiel der polnischen zivilen Arbeitskräfte und Kriegsgfangenen", in: *Archiv fur Sozialgeschichte,* Bd. 24, 1984.

Boelcke, Willi A. (Hrsg.): *Deutschlands Rüstung im Zweiten Weltkrieg. Hitlers Konferenzen mit Albert Speer 1942–1945,* Frankfurt a. M. 1969.

Dallin, Alexander: *Deutsche Herrschaft in Russland,* Konigstein/Ts. 1981.

"Denkschrift Himmlers über die Behandlung der Fremdvölkischen im Osten (Mai 1940)", in: *Vierteljahreshefte für Zeitgeschichite,* 5, 1957.

Das Diensttagebuch des deutschen Generalgouverneurs in Polen 1939–1945, hrsg. v. Werner Prag und Wolfgang Jacobmeyer, Stuttgart 1975.

Długoborski, Waclaw/Madajczk, Czeslaw: "Ausbeutungssysteme in den besetzten Gebieten Polens und der UdSSR", in: *Kriegswirtschaft und Rüstung 1939–45,* hrsg. v. Friedrich Forstmeier und Hans-Erich Volkmann, Düsseldorf 1977.

Drobisch, Klaus/Eichholtz, Dietrich: "Die Zwangsarbeit ausländischer Arbeitskräfte in Deutschland während des zweiten Weltkrieges", in: *Zeitschrift für Geschichtswissenschaft,* 18. Jg., 1970/H5.

Eichholtz, Dietrich: *Geschichte der deutschen Kriegswirtschaft 1939–1945,* Bd. 1 (1939–1941), Berlin (O), 1971; Bd. 2 (1941–1943), Berlin (O) 1985.

Eichholtz, Dietrich: "Die Vorgeschichte des 'Generalbevollmächtigten für den Arbeitseinsatz' (mit Dokumenten)", in: *Jahrbuch für Geschichte,* Bd. 9, Berlin (O) 1973.

Förster, Jürgen: "Die Sicherung des 'Lebensraumes'", in: *Das Deutsche Reich und der Zweite Weltkrieg,* Bd. 4, Stuttgart 1983.

Herbert, Ulrich: *Fremdarbeiter. Politik und Praxis des "Fremdarbeiter-Einsatzes" in der Kriegewirtschaft des Dritten Reiches,* Bonn 1985.

Himmler, Heinrich: *Geheimreden 1933 bis 1945 und andere Ansprachen,* Frankfurt a. M./Berlin/Wien 1974.

Hölk: "Der Einsatz von Kriegsgefangenen in Arbeitsstellen", in: *RABl,* V, 1940.

ders.: "Der Kriegsgefangeneneinsatz im zweiten Kriegsjahr", in: *RABl.* V, 1941.

Homze, Edward L.: *Foreign Labor in Nazi Germany,* Princeton 1967.

IMG: Der Prozeß gegen die Hauptkriegsverbrecher vor dem Internationalen Militärgerichtshof, 42 Bde., Nürnberg 1947–1949 (23 Bde., München/Zürich 1984).

IMT: Trials of the Major War Criminals before the International Military Tribunal, 42 Bde., Nuremberg 1947–1949.

Kannapin, Hans-Eckhardt: *Wirtschaft und Zwang. Anmerkungen und Analysen zur rechtlichen und bolitischen Verantwortung der deutschen Wirtschaft unter der Herrschaft des Nationalsozialismus,*

注(149) ソ連人戦時捕虜の動員については別稿にゆずることにする。

besonders im Hinblick auf den Einsatz und die Behandlung von ausländischen Arbeitskräften und Konzentrationslagerhäftlingen in deutschen Industrie -und Rüstungsbetrieben, Köln 1966.

Kuczynski, Jürgen: *Die Geschichte der Lage der Arbeiter unter dem Kapitalismus,* Bd. 6, Berlin (O) 1964.

Lehmann, Joachim: "Zum Verhältnis des Einsatzes von Kriegsgefangenen und ausändischen Zwangsarbeitern in der Gesamtwirtschaft und Landwirtschaft des faschistischen Deutschlands während des zweiten Weltkriegs (unter besonderer Berücksichtigung polnischer Kriegsgefangener)", in: *Fremdarbeiterpolitik des Imperialismus,* H. 2, Rostock 1977.

Letsch: "Der Einsatz gewerblicher ausländischer Arbeitskräfte in Deutschland", in: *RABl.* V, 1941.

Mason, Timothy W.: *Arbeiterklasse und Volksgemeinschaft,* Opladen 1975.

Milward, Alan S.: "Der EInfluβ ökonomischer und nicht-ökonomischer Faktoren auf die Strategie des Blitzkriegs", in: *Wirtschaft und Rüstung am Vorabend des Zweiten Weltkrieges,* hrsg. v. Forstmeier/Volkmann, Düsseldorf 1975.

Müller, Rolf-Dieter: "Von der Wirtschaftsallianz zum kolonialen Ausbeutungskrieg", in: *Das Deitsche Reich und der Zweite Weltkrieg,* Bd. 4, Stuttgart 1983.

Müller-Hillebrand, Burkhart: *Das Heer 1933–1945,* Bb. III, Darmstadt/Frankfurt a. M. 1969.

NI: Records of U. S. Chief of Counsel for War Crimes, Nuremberg Military Tribunals, re Nazi Industrialists.

大野英二「『第三帝国』におけるテクノクラートの役割—シュペーアと戦争経済の再編成」『歴史と社会』第3号，1983年11月。

Petzina, Dietmar: "Soziale Lage der deutschen Arbeiter und Probleme des Arbeitseinsatzes während des zweiten Weltkriegs", in: *Zweiter Weltkrieg und sozialer Wandel,* hrsg. v. Waclaw Długoborski, Göttingen 1981.

Pfahlmann, Hans: *Fremdarbeiter und Kriegsgefangene in der deutschen Kriegswirtschaft 1939–1945,* Darmstadt 1968.

RABl.: Reichsarbeitsblatt.

Rachner: "Arbeitseinsatz und Arbeitseinsatzverwaltung in den besetzten Gebieten", in: *RABl.* T. 2, 1939.

Schminck-Gustavus, Christoph: "Zwangsarbeit und Faschismus. Zur 'Polenpolitik' im 'Dritten Reich'", in: *Kritische Justiz,* 13. Jg. 1980.

Seeber, Eva: *Zwangsarbeiter in der faschistischen Kriegswirtschaft,* Berlin (O) 1964.

Streit, Christian: *Keine Kameraden. Die Wehrmacht und sowjetischen Kriegsgefangenen 1941–1945,* Stuttgart 1978.

Thomas, Georg: *Geschichte der deutschen Wehr -und Rüstungswirtschaft 1918–1943/45,* hrsg. v. Wolfgang Birkenfeld, Boppard 1966.

Timm: "Der Arbeitseinsatz in der Landwirtschaft im ersten Kriegsjahr", in: *RABl.* V, 1941.

Trials: Trials of War Criminals before the Nuernberg Military Tribunals, 15. Bde., Washington 1949–1954.

USSBS: The United States Strategic Bombing Survey: *The Effects of Strategic Bombing on the German War Economy,* Washington 1945.

Volkmann, Hans-Erich: "Die NS-Wirtschaft in Vorbereitung des Krieges", in: *Das Deutsche Reich und der zweite Weltkrieg,* Bd. 1, Stuttgart 1979.

Wagenführ, Rolf: *Die deutsche Industrie im Kriege 1939–1945,* Berlin 1955.

Werner, Wolfgang Franz: "*Bleib übrig!*". *Deutsche Arbeiter in der nationalsozialistischen Kriegswirtschaft,*

Düsseldolf 1983.
Wisotzky, Klaus: Der Ruhrbergbau im Dritten Reich, Düsseldorf 1983.
山口　定「『ヒトラーの戦略』における『生存圏』思想と人種主義—覚え書」『歴史と社会』第3号，1983年11月。
矢野　久「ナチス後期における労働政策とその実態に関する社会史的考察—1938年6月から1939年前半期まで—」『三田学会雑誌』71巻3号，1978年6月。
Zumpe, Lotte: *Wirtschaft und Staat in Deutschland 1933 bis 1945*, Berlin 1979.

〔追記：本稿は昭和62年度文部省科学研究費奨励研究(A)による研究成果の一部である。資料整理・原稿清書に際し磯田裕子さんの協力を得た。謝意を表したい。〕
（経済学部助手）